

災害時等における無人航空機等による活動に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ロボットビジネス支援機構（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）における活動、復興及び対策支援に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、災害時において、甲の要請に基づき乙の提供する活動、復興及び対策支援について、円滑かつ適切に実施するために本協定を締結する。

（内容）

第2条 甲が乙に支援を要請する内容は以下のとおりとする。

- (1) 乙が別途作成する「支援内容一覧表」に記載のある事項
 - (2) 防災訓練、合同訓練等、災害対策に関する事項
 - (3) 支援内容を検討するためのロボット操作体験会等に関する事項
 - (4) その他甲及び乙の協議のうえ決定した事項
- 2 乙は、甲から要請を受けた場合は、甲との協議により支援内容を決定し、必要な人員、ロボット等を調達し、支援要請に応ずるものとする。ただし、やむを得ず支援要請に応じられない場合（災害規模に対しロボットの個数が不足する場合、緊急性が高くロボットの派遣が間に合わない場合、輸送経路の断裂による到達不能等）はこの限りではない。
- 3 「支援内容一覧表」の内容は、甲乙協議の上、必要に応じて適宜改定する。なお、改定は次項の方法によって行う。

- 4 「支援内容一覧表」の改定は、以下の方法によって行う。
 - (1) 乙が、災害時支援協定の対象となるロボットを適宜追加する。
 - (2) 「支援内容一覧」に合意した支援内容を反映させる。
- 5 乙は、第1項の要請を受けて活動するときは、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。
- 6 乙は、支援できる内容に変更が生じたときは、その旨を遅滞なく甲に通知するものとする。

(支援要請)

第3条 甲は、災害時に乙の支援を必要と認めるときは、乙に対し要請書(様式第1号)により支援を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は要請書によらず口頭により要請し、後日速やかに乙に要請書を提出するものとする。

(費用負担)

第4条 第2条1項の要請に基づく支援活動に係る費用(移動交通費、輸送費、燃料費、消耗品代等の通常必要となる一切の費用)は、原則として甲が負担する。

(秘密の保持)

第5条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た一切の情報を、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、情報を受領した者は、法律に基づき守秘義務を負う者(弁護士、会計士又は税理士等)に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、情報を受領した者の責任において必要最小限の範囲に限りそれらの者に情報を開示することができる。

- 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については適用しない。

- (1) 開示を受けた際、すでに自己が保有していた情報
- (2) 開示を受けた際、すでに公知となっている情報
- (3) 開示を受けた後、自己の責めによらず公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく取得していた情報

(損害の補償)

第6条 この協定に基づき実施した支援に伴い生じた損害の補償は、乙の責に帰すべき事由によるものを除き、甲の責任において対処する。

(平常時の準備)

第7条 乙は、活動、復興及び対策支援内容等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙のロボットの活用技術維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の2ヶ月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、この協定は1年間更新され、以降も同様とする。

2 本条により契約が終了した場合、又は第 10 条により本契約が解除された場合でも、第 5 条の規定は有効に存続する。

(変更及び解除)

第 10 条 甲及び乙は、協議により本協定の全部又は一部を変更し、若しくは解除することができる。

(協議事項)

第 11 条 この協定に定めのない事項について、必要な協議事項及び疑義が生じたときは、甲・乙双方とも誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙それぞれ捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和4年11月18日

(甲) 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号

木更津市

木更津市長 渡辺 芳 邦 印

(乙) 東京都千代田区神田小川町2丁目10番地

香取ビルアネックス8階

特定非営利活動法人ロボットビジネス支援機構

理事長 佐藤 知 正 印

(様式第1号)

令和 年 月 日

特定非営利活動法人ロボットビジネス支援機構

事 務 局 殿

木更津市長 渡 辺 芳 邦

要請書

災害の状況	
支援内容	
支援要請する日時等	(日時) (場所) (期間)
現場責任者	(部署) (氏名) (連絡先)
その他	
備考	